

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第88号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見福祉事務所の項中「保護第七係長」を「保護第七係長 保護第八係長」に改め、同条第6項中「保健福祉局生活福祉部担当部長（不正な手段により生活保護を受けた者等に係る指導，調査等（以下「不正受給対策」という。）に関する事務の統轄を担当するものに限る。）」を「保健福祉局保健福祉部適正給付推進担当部長」に改め、同条第8項表以外の部分中「不正受給対策」を「不正な手段により生活保護を受けた者等に係る指導，調査等」に、「保健福祉局生活福祉部地域福祉課」を「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課及び同局生活福祉部地域福祉課」に改め、同項の表担当課長の項中「適正化推進担当課長」を「課長及び担当課長（本務として命じられたものに限る。）」に改め、同表担当課長補佐の項中「担当課長補佐（不正受給対策に関する事務の統轄を担当する）」を「課長補佐及び担当課長補佐（本務として命じられた）」に改め、同表担当係長の項中「適正化推進係長及び担当係長（不正受給対策に関する事務の統轄を担当する）」を「係長及び担当係長（本務として命じられた）」に改め、同表その他の職員の項中「行財政局組織・人事担当局長が別に定める職員」を「その他の職員（保健福祉局保健福祉部適正給付推進課勤務及び同局生活福祉部地域福祉課勤務を本務として命じられた職員に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)